

# 養父市投票区の再編について

(養父市選挙管理委員会)

## 1. 投票区の再編内容

投票区は、公職選挙法において市区町村の選挙管理委員会がその数や区域を設置することになっており、養父市公職選挙法等執行規程により市内の投票区を定めている。

養父市における投票区(投票所)は下記のとおり再編した。

○再編の内容

現在の「44 投票区」を「28 投票区」とする。

(再編後の投票区は、5. 別紙一覧表のとおり)

## 2. 再編検討経過

(再編検討委員会、選挙管理委員会経過)

月 日	内 容
平成 25 年 9 月 2 日	定例選挙管理委員会 ・投票区再編検討委員会設置要綱を制定
平成 25 年 12 月 10 日	第 1 回 養父市投票区再編検討委員会 ・選管委員長より投票区再編検討について諮問 ・委員委嘱状交付（9 人）と役員選任 ・養父市投票区の現状について説明 ・検討スケジュールについて協議
平成 25 年 12 月 25 日	豊岡市へ視察 ・投票区見直し経過について説明を受ける
平成 26 年 1 月 22 日	第 2 回 養父市投票区再編検討委員会 ・投票区再編見直し基準の検討 ・見直し基準に基づく再編案協議
平成 26 年 2 月 6 日	第 3 回 養父市投票区再編検討委員会 ・再編案について検討・協議 ・答申案の作成について協議
平成 26 年 2 月 24 日	第 4 回 養父市投票区再編検討委員会 ・養父市投票区再編答申案について協議
平成 26 年 3 月 2 日	養父市選挙管理委員会委員長に投票区再編答申書を提出 定例選挙管理委員会において答申書の概要説明

平成 26 年 3 月 19 日	臨時選挙管理委員会 投票区再編実施方針案の検討
平成 26 年 4 月 8 日	臨時選挙管理委員会 投票区再編実施方針決定
4 月下旬～6 月上旬	区長会等地域説明会 12 箇所
平成 26 年 6 月	広報 6 月号に、投票区再編記事を掲載（意見募集について）
平成 26 年 6 月 13 日 ～7 月 15 日	パブリックコメント募集
平成 26 年 7 月 31 日	臨時選挙管理委員会 ・パブリックコメントへの回答について ・再編協議
平成 26 年 9 月 2 日	定例選挙管理委員会 ・養父市公職選挙法等執行規程の一部改正について審議

### 3. 再編後の地域別投票区比較

① 見直し後の地域別投票区数比較 (人数は平成 26 年 9 月 2 日定時登録時現在)

項目	地域				
	八 鹿	養 父	大 屋	関 宮	計
現行投票区数	12	11	14	7	44
再編後投票区数	7	8	7	6	28
増減	△5	△3	△7	△1	△16
1 投票所平均名簿登録者数 (人)	1,220 (+508)	800 (+218)	471 (+236)	543 (+76)	766 (+289)
法定ポスター掲示場数 (箇所)	57 (△29)	65 (△17)	57 (△46)	47 (△7)	226 (△99)

② ポスター掲示場の設置箇所数は、公職選挙法第 144 条の 2 及び同法施行令第 111 条により定められており、投票区の見直しにより、養父市内設置法定数は 325 箇所から 226 箇所となる。

### 4. 実施時期

有権者への周知期間、選挙事務やシステムの変更作業期間を考慮し、新投票区による選挙の実施は、規程施行日の平成 26 年 12 月以降に告（公）示される選挙(予定：平成 27 年 4 月執行予定の兵庫県議会議員選挙)からとする。